

[事案 24-92] 入院給付金請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

変形性脊椎症により入院したが、約款に定める入院に該当しないとして入院給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

変形性脊椎症により 129 日間入院したため、入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、入院給付金が支払われないので、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院中の経過及び治療内容について、入院を必要とする内容とは認められないことから、約款に定める入院には該当せず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて、審理した結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 本契約の約款によれば、疾病入院給付金の支払対象となる入院について、「別表 1 に定める入院をいいます」と定め、別表 1 において、「入院」とは「医師…による治療…が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と定めている。

ここでいう「入院」に該当するか否かは、入院先の主治医の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医学水準に照らして客観的、合理的に判断されるべきものである。

(2) 主治医の回答書によると以下の事実が認められる。

- ① 申立人は、腰痛のため、平成 23 年 5 月に受診し、レントゲン検査を行い、変形性脊椎症の診断を受け、その治療のため、同日から 129 日間、入院した。
- ② 入院および退院は、申立人の要望によるもので、本件入院が 4 か月を超える長期化となった理由も、申立人の希望によるものであった。
- ③ 本件入院中の日常生活動作能力 (ADL) の制限はなく、院内移動は自力歩行が可能で、入浴・排泄それ以外の日常生活動作も自力で行うことが可能であった。
- ④ 申立人は、本件入院直後から頻繁に外出しており、本件入院期間中、外出日数は 40 日、外泊日数は 2 日あり、ベッド上で安静を指示されていた期間にも外出日数は 20 日あった。
- ⑤ 本件入院中に申立人が受けた治療は、運動療法として腰椎調整術、温熱療法として低周波、固定装具療法として腰部コルセット装着、その他の治療としてロキソニンテープ処置であった。

- (3) 以上からすると、入院当初の申立人の状態は、安静を必要とするものとは認められず、治療内容に入院して行わなければならなかったと認められる治療は見当たらない。よって、申立人の状態は、自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったとは言えず、本件入院は、約款所定の「入院」に該当するとは認められない。